

島根県報

号外第八十九号

平成十四年八月三十日

(金曜日)

規 則

目 次

島根県農業改良資金貸付規則

(農 業 振 興 課)

公布された条例等のあらまし

◇島根県農業改良資金貸付規則(規則第八一号)

一 規則の概要

- 1 貸付対象となる農業者又はその組織する団体は、認定農業者等とすることとした。(第二条関係)
- 2 貸付限度額は、個人にあっては千八百万円、法人その他の団体にあっては五千万円とすることとした。(第三条関係)
- 3 償還期間を十年(三年以内の据置期間を含む。)以内とすることとした。(第三条関係)
- 4 融資機関が農業改良資金を貸し付ける場合の債権保全措置は、物的担保又は島根県農業信用基金協会による保証のいずれかを原則とすることとした。(第五条関係)
- 5 農業改良資金を県が直接貸し付ける場合及び融資機関が県からの貸付金を原資として貸し付ける場合の手續等を定めることとした。(第六条―第一六条関係)
- 6 農業改良資金助成法第十条の規定による支払猶予の手續を定めることとした。(第一七条・第一八条関係)

- 7 借受者は、償還期限にかかわらず、債務の全部又は一部を繰上償還することができることとした。(第二〇条関係)
- 二 施行期日
平成十四年九月一日から施行し、平成十四年七月一日から適用することとした。

規 則

島根県農業改良資金貸付規則をここに公布する。

平成十四年八月三十日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第八十一号

島根県農業改良資金貸付規則

島根県農業改良資金貸付規則(昭和三十七年島根県規則第六十八号)の全部を改正する。

(趣旨)

- 第一条 県は、農業改良資金助成法(昭和三十一年法律第百二号。以下「法」という。)、農業改良資金助成法施行令(昭和三十一年政令第百三十一号)及び農業改良資金助成法施行規則(平成十四年農林水産省令第五十七号。以下「省令」という。)の定めるところによるほか、この規則の定めるところにより農業者又はその組織する団体(以下「農業者等」という。)に対して農業改良資金(当該資金の貸付けを行う融資機関に対する当該貸付けに必要な資金を含む。)を貸し付ける。

(貸付対象者)

第二条 農業改良資金の貸付対象者は、次に掲げる農業者等とする。

- 一 認定農業者(農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第十二条第一項の農業経営改善計画(酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和二十九年法律第百八十二号)第二条の五の経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法(昭和三十一年法律第十五号)第三条第一項の果樹園経営計画を含む。)の認定を受けた農業者をいう。以下同じ。)
- 二 認定就農者(青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法(平成

七年法律第二号) 第二条第二項に規定する者であつて、経営開始後五年以内であり、かつ、同法第四条第一項の認定を受けた日から起算して十年を経過しない者に限る。)

三 次のいずれかの農業経営の経営主(当該農業経営全体を主宰する者をいう。以下同じ。)

イ 次の要件のすべてを満たす農業経営の経営主

(1) 農業所得が総所得の過半(法人にあつては、農業に係る売上高が総売上高の過半)を占めていること。

(2) 主として農業経営に従事すると認められる青壮年の家族農業従事者(法人にあつては、常時従事者である構成員)がいること。

(3) 個人の農業者で六十歳以上であるものは、その後継者が現に主として農業に従事(農業者大学校に就学している場合その他これに準ずると認められる場合を含む。)しており、かつ、将来においても、主として農業に従事する見込みがあることと認められること。

(4) 簿記記帳を行っていること又は簿記記帳を行うことが確実に見込まれること。

ロ 次の要件を満たすイの農業経営に準ずる経営の経営主

イの(1)から(3)までの要件に加え、農業粗収益が二百万円以上(法人にあつては、一千万円以上)であること。

四 家族経営による農業経営(前号の要件を満たす経営主が主宰するものに限る。)の経営主以外の農業者で、次に掲げる事項が明確になっている家族経営協定(家族農業経営を構成するそれぞれの家族間における、就業条件、経営の役割分担、収益配分、生活等に関する取決めをいう。)を締結しているもの

イ 農業経営のうち主宰する部門があること。

ロ その部門の農業経営の危険負担及び収益の処分権があること。

五 前各号に掲げる者が全構成員の過半を占める作業受託組織その他の法人格を有しない団体で、次の表の上欄に掲げる事項について、同表の下欄に掲げる基準に従った規約を有しているもの。

事	項	基	準
(一) 団体の目的	(一) 農業経営の改善に資する旨をその目		

(二) 団体の意思決定の機関及びその決定方法

(三) 構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項

(四) 代表者及び代表権の範囲

(五) 会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合にはその徴収方法

(二) 的に含んでいること。

(三) 代表者の選任の手続を明らかにしていること。

(四) 会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合には、その徴収方法が衡平を欠くものでないこと。

(四) 当該団体の意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。

六 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(平成十一年法律第百十号)第四条第一項の認定を受けた者(以下「エコファーマー」という。)(同法第五条第二項の認定導入計画に従つて同法第二条に規定する持続性の高い農業生産方式を導入する場合に限る。)

(農業改良資金の貸付対象者の区分等)

第三条 農業改良資金の貸付対象者の区分、内容、貸付限度額及び償還期間は、次の表のとおりとする。

貸付対象者の区分	内 容	貸付限度額	償還期間
一 認定農業者及びエコファーマー以外の農業者等	(一) 施設の改良、造成又は取得に必要な資金 (二) 永年性植物の植栽又は育成に必要な資金 (三) 家畜の購入又は育成に必要な資金 (四) 農地又は採草放牧地の排水改良、土壌改良その他作付条件の整備に必要な資金 (五) 農地又は採草放牧地(農地又は採草放牧地とする土地を含む。)について農畜産物の生産の用に供するための賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を取得する場合において、当該権利の存続期間に対する対価の全額を一時に支払うのに必要な資金 (六) 農機具、運搬用機具その他の農業経営	個人にあつては千八百万円、法人その他の団体にあつては五千万円と当該農業改良措置の導入に必要な経費の額の八割に相当する額とのいずれか低い額	十年(三十年以内の据置期間を含む。)

<p>三 ア エ コ フ マ ー</p>	<p>二 認 定 農 業 者</p>	
<p>一の項各号及び前項第五号に掲げる資金</p>	<p>(一) 前項各号に掲げる資金 (二) 品種の転換を行うのに必要な資金 (三) 農畜産物の需要を開拓するための新たな農畜産物の加工等の調査及び開発並びに通信・情報処理機器の取得に必要な資金 (四) 営業権、商標権その他の無形固定資産の取得又は研究開発費その他の繰延資産に計上し得る費用に充てるのに必要な資金 (五) 前各号に掲げるもののほか、農業経営の改善によって必要となる農薬費、資材費、雇用労賃及び機械・施設の修理費(農業改良措置の導入に係る初度的な経費に限る。)に充てるのに必要な資金</p>	<p>の改善を図るのに必要な施設について賃借権を取得する場合において、当該賃借権の存続期間に対する賃料の全額を一時に支払うのに必要な資金 (七) 能率的な農業の技術又は経営方法を習得するための研修を受けるのに必要な資金</p>
<p>個人にあっては千八百万円、法人その他の団体にあっては五千万円と持続性の高い農業生産方式の導入に必要な経費の額の八割に相当する額とのいずれか低い額</p>	<p>個人にあっては千八百万円、法人にあっては五千万円</p>	
<p>十二年(据置期間三年以内を含む。)以内。ただし、特定地域資金を借り受ける場合には十二年(据置期間五年以内を含む。)以内</p>		<p>は十二年(五年以内の据置期間を含む。)以内</p>

2 法第三条第二項の規定により県が融資機関に対し貸し付ける資金(以下「県貸付金」という。)の利率、償還期間、据置期間、償還方法及び償還期日に係る貸付条件については、融資機関が県貸付金を原資として農業者等に対し貸し付ける農業改良資金の貸付条件とそれぞれ同一条件とすることを原則とする。
(連帯保証人等)

第四条 法第三条第一項の貸付け(以下「直接貸付け」という。)を受けるものは、連帯保証人を立てなければならない。

2 直接貸付けを受けるものが農業者の組織する団体である場合には、その団体の構成員で当該借受けによって受益するもの二名以上及びその団体の構成員(その者と世帯を同一にする者を含む。)でない者一名以上が当該団体の連帯保証人になるものとする。

3 前二項の規定にかかわらず、知事が別に定める場合においては、直接貸付けを受けるものは、連帯保証人に代えて担保を提供することができる。

4 県は、直接貸付けに係る貸付金債権を保全するために必要があると認める場合は、貸付けを受けたものに対し、連帯保証人の追加若しくは交替又は担保の追加若しくは変更を求めることができる。
(融資機関が貸し付ける農業改良資金の債権保全措置)

第五条 法第三条第二項の規定により農業者等に対する農業改良資金の貸付けの業務を行う融資機関は、次に掲げるところにより債権を保全するものとする。

一 農業者等又は島根県農業信用基金協会(以下この号において「基金協会」という。)との協議により、物的担保又は基金協会による保証のいずれかを原則とすること。ただし、法人に対して貸し付ける場合には、当該法人の役員又はその構成員を保証人とすることができること。

二 物的担保の評価に当たっては、画一的な評価を行わず、近隣の類似物件の売買価格等を勘案して、適切に行うこと。

2 前項各号に掲げる債権保全措置では融資額全額を補えない場合であっても、農業者等の栽培技術、経営意欲等からみて経営改善資金計画の達成及び融資の返済が確実と認められる場合には、融資を行うことを基本とする。この場合において、融資機関は、借入申込金額より低い額を融資額とすることができる。

(直接貸付けの申込み)

第六条 農業改良資金の借入れを希望するもの（以下「借入希望者」という。）が直接貸

付けを受けようとするときは、農業協同組合、銀行、信用金庫又は農林漁業金融公庫（以下「窓口機関」という。）に知事が別に定める資金借入申込希望書及び経営改善資金計画書（以下これらを「希望書等」という。）を提出するものとする。

2 窓口機関は、希望書等が提出されたときは、当該希望書等を借入希望者の住所を管轄する隠岐支庁長又は農林振興センター所長（以下「所管所長等」という。）に送付するものとする。

3 所管所長等は、希望書等の送付を受けたときは、農業改良資金の貸付けが妥当かどうか判断し、知事が別に定める融資審査等総括表により、当該借入希望者の住所をその地区に含む農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う農業協同組合（以下「農協」という。）を経由して、貸付けの可否についての意見を通知するものとする。

第七条 前条第三項の規定による通知を受けた借入希望者で借入申込みを希望するものは、農協を経由して、借入申込書（様式第一号）を知事に提出するものとする。

2 借入申込書の提出を受けた農協は、農業改良資金電算入力票を作成し、借入申込書に当該入力票を添えて知事に提出するものとする。

（直接貸付けの決定）

第八条 知事は、貸付けの決定を行ったときは、農業改良資金貸付決定通知書（様式第二号）を島根県信用農業協同組合連合会（以下「県信連」という。）及び農協を経由して借入申込書を提出したものに交付し、その旨を関係機関に通知するものとする。

2 知事は、貸付けをしない決定を行ったときは、その旨を当該借入申込書を提出したものと及び関係機関に通知するものとする。

（直接貸付けの借用証書）

第九条 前条第一項の農業改良資金貸付決定通知書の交付を受けたもの（以下「借受者」という。）は、農業改良資金借用証書（様式第三号）に借受者及び連帯保証人の印鑑証明書を添え、農協及び県信連を経由して知事に提出しなければならない。

（直接貸付けの貸付金の交付）

第十条 直接貸付けに係る貸付金の交付は、県信連及び農協を通じて行う。

2 農協は、当該貸付金の交付を受けたときは、速やかに借受者に交付するものとする。

（融資機関貸付けの申込み）

第十一条 借入希望者が法第三条第二項に規定する融資機関の貸付け（以下「融資機関貸付け」という。）を受けようとするときは、窓口機関に希望書等を提出するものとする。

2 窓口機関は、希望書等が提出されたときは、当該希望書等を融資機関に、その写しを所管所長等に送付するものとする。

3 所管所長等は、農業改良資金の貸付けが妥当かどうか判断し、窓口機関に、融資審査等総括表により貸付けの可否についての意見を通知するものとする。

4 窓口機関は、前項の規定による通知を受けたときは、その内容を借入希望者に通知するものとする。

第十二条 前条第四項の規定による通知を受けた借入希望者で借入申込みを希望するものは、借入申込書を融資機関に提出するものとする。

2 借入申込書の提出を受けた融資機関は、農業改良資金借受者電算入力票を作成し、農業改良資金県貸付申請書（様式第四号）に当該入力票を添えて知事に提出するものとする。

（県貸付けの決定）

第十三条 知事は、法第三条第二項の規定による融資機関に対する貸付け（以下「県貸付け」という。）の決定を行ったときは、農業改良資金県貸付決定通知書（様式第五号）を当該融資機関に交付し、その旨を関係機関に通知するものとする。

2 知事は、貸付けをしない決定を行ったときは、その旨を当該融資機関及び関係機関に通知するものとする。

（融資機関貸付けの決定）

第十四条 融資機関は、農業改良資金県貸付決定通知書の交付を受けたときは、速やかに貸付けの決定を行い、農業改良資金借受者貸付決定通知書（様式第六号）を融資機関貸付けの借入申込みをしたものに交付するものとする。

（県貸付金の交付等）

第十五条 融資機関は、県貸付けに係る貸付金（以下「県貸付金」という。）の交付を受けようとするときは、農業改良資金県貸付金支払請求書（様式第七号）及び農業改良資金県貸付金借用証書（様式第八号）に融資機関の代表者の印鑑証明書を添え、知事に提出するものとする。

2 知事は、前項に規定する書類の提出を受けたときは、県貸付金を交付するものとする。

3 融資機関は、県貸付金の交付を受けたときは、速やかに融資機関貸付けを受けたものに交付するものとする。

(融資機関貸付けの借用証書)

第十六条 融資機関は、借受者との貸付契約を、農業改良資金借受者借用証書(様式第九号)により行うものとする。

(支払猶予の申請)

第十七条 法第十条の規定により償還金の支払猶予を申請しようとするものは、農業改良資金支払猶予申請書(様式第十号)に住所地の市町村長の証明書を添え、償還期限の三十日前までに、直接貸付けの場合は農協を経由して知事に、融資機関貸付けの場合は融資機関に提出しなければならない。

2 融資機関は、前項の支払猶予申請書の提出を受けたときは、速やかに、農業改良資金県貸付金支払猶予申請書(様式第十一号)を知事に提出するものとする。

(支払猶予の決定)

第十八条 知事は、前条第一項の支払猶予申請書に基づき、支払を猶予することが適当であると認めるときは、直ちに支払猶予の決定を行い、直接貸付けの場合は、農業改良資金支払猶予決定通知書(様式第十二号)を県信連及び農協を経由して支払猶予の申請をしたものに交付するとともにその旨を関係機関に通知し、融資機関貸付けの場合は、当該融資機関に農業改良資金県貸付金支払猶予決定通知書(様式第十三号)を交付するとともにその旨を関係機関に通知するものとする。

2 融資機関は、前項の農業改良資金県貸付金支払猶予決定通知書の交付を受けたときは、直ちに農業改良資金支払猶予決定通知書を支払猶予の申請をしたものに交付するものとする。

3 知事は、支払の猶予をしない旨の決定を行ったときは、その旨を当該申請者及び関係機関に通知するものとする。

4 知事は、償還金の支払期限を過ぎて支払の猶予をしない旨の決定をしたときにおいても、法第十一条の違約金を徴収するものとする。

(償還金等の納入)

第十九条 知事は、償還金、繰上償還金、一時償還金及び違約金の納入通知書については、

直接貸付けの場合は県信連及び農協を経由して借受者に対し、融資機関貸付けの場合は当該融資機関に対し、支払期日の二週間前までに送付するものとする。

2 前項の納入通知書を受けた借受者は、支払期日までに農協及び県信連を経由して納入するものとする。

(繰上償還)

第二十条 借受者は、償還期限にかかわらず、債務の全部又は一部を繰上償還することができる。

2 借受者は、前項の規定により繰上償還しようとするときは、直接貸付けの場合は農協を経由して知事に、融資機関貸付けの場合は融資機関に、農業改良資金繰上償還申請書(様式第十四号)を提出するものとする。

3 前項に規定する申請書の提出を受けた融資機関は、農業改良資金県貸付金繰上償還通知書(様式第十五号)に前項の申請書の写しを添えて知事に提出するものとする。

4 知事は、繰上償還を認める決定をしたときは、農業改良資金繰上償還承認通知書(様式第十六号)を当該借受者に交付するものとする。

(事務の委託)

第二十一条 知事は、法第十三条第一項の規定に基づき、貸付けに係る事務(貸付けの決定、一時償還の決定及び支払猶予の決定を除く。)の一部を県信連に委託することができる。

附 則

1 この規則は、平成十四年九月一日から施行し、平成十四年七月一日から適用する。

2 平成十四年七月一日前にこの規則による改正前の島根県農業改良資金貸付規則の規定に基づいて貸し付けられた農業改良資金については、なお従前の例による。

様式第 1 号 (第 7 条関係)

借 入 申 込 書

年 月 日

様

郵便番号 ー

住 所

電話番号 ()

フリガナ
氏 名



借入申込額等						
資 金 名	今回借入 申込金額 (千円)	資金必要 年 月	償 還 期 間 年 月 まで	うち据置期間	払 込 期 日 年 回 払 い 月 日	償 還 方 法 1. 元金均等 2. 元利均等
				年 月 まで		
担 保 (有・無)	所 在 地	地目・種類	筆数・登記面積 (実面積) m ²		担保種類・ 順位	所 有 者 名
			()			
			()			
			()			
農業信用基金協会の保証の有無		有 ・ 無				
連 帯 保 証 人	住 所	氏 名 又 は 法 人 名		申込者との 関係	職業又は営業内容 (年収又は年商)	
	〒 TEL	年 月 日 (歳)			(百万円)	
	〒 TEL	年 月 日 (歳)			(百万円)	

様式第 2 号 (第 8 条関係)

農 業 改 良 資 金 貸 付 決 定 通 知 書

連帯債務者	
連帯保証人	

貸付方法 コード	財源コード	地方コード	振興センターコード

種 類 名	
種 目 名	

取扱融資機関コード	
取扱融資機関名	

年 月 日付けで申請された農業改良資金
の貸付けについては右のとおり決定します。

年 月 日

島根県知事



* 償還計画を別途作成添付

様

資 金 種 類	種 目	貸付決定番号

貸 付 金 額	
	千円

様式第 3 号 (第 9 条関係)

(表)

収入印紙

はり付け欄

農 業 改 良 資 金 借 用 証 書

借受条件等

貸付決定日	年 月 日
貸付決定番号	

借 用 金 額	
資 金 の 種 類	
資 金 の 使 途	
利 率	無利子
法定最終償還期日	
支 払 場 所	
備 考	

元金は、 年 月 日まで据え置き、 年 月 日を初回とし金 円、以後 年 月 日を最終日として、毎年 月 日、 月 日、・・・に毎回金 円を償還する。

上記のとおり正に借用し、金員を受領しました。については、島根県農業改良資金貸付規則、上記の条件及び裏面の特約条項を遵守し、相違なく返済します。

年 月 日

島根県知事 様

債 務 者 住所
氏名 ④

連帯債務者 住所
氏名 ④

連帯保証人 住所
氏名 ④

物上保証人 住所
氏名 ④

(裏)

農業改良資金借用証書特約条項

(一時償還)

第 1 条 農業改良資金の貸付けを受けたもの（以下「乙」という。）は、島根県（以下「甲」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認め、一時償還の請求をした場合には、償還期限（分割支払の場合の各期日を含む。以下同じ。）にかかわらず、直ちに債務の全部又は一部を弁済する。

- (1) 乙がこの借受金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
- (2) 乙が償還金の支払を怠ったとき。
- (3) 乙が借受金を長期にわたり使用しないとき。
- (4) 乙がこの資金の借入れに際し、又はその借入れ後この借入金債務の全部を弁済するまでの間において、甲に対して虚偽の申出又は報告をし、若しくは故意に必要な事実の報告を怠ったとき。
- (5) 乙につき仮差押え、差押えの申請若しくは競売の申立てがあったとき又は破産、民事再生手続開始、会社整理開始若しくは会社更生手続開始の申立てがあったとき。
- (6) 乙が支払を停止したとき若しくは手形交換所より取引停止処分を受けたとき又は清算に入ったとき。
- (7) 乙が租税公課を滞納して督促又は保全差押えを受けたとき。
- (8) 乙が甲に数個の債務を負う場合において、その一つでも期限内に弁済しなかったとき。
- (9) この借入金により改良、造成、復旧又は取得された施設（土地を含む。）が他に譲渡若しくは転用されたとき又は公用収用されたとき。
- (10) 乙が島根県農業改良資金貸付規則及びこの契約又はこれらに基づく義務の履行を怠ったとき。
- (11) その他甲が債権保全上著しい支障があると認めたとき。

(繰上償還)

第 2 条 乙は、償還期限にかかわらず借入金の全部又は一部を繰上償還することができる。

(報告)

第 3 条 乙は、事業完了後30日以内に甲に対し事業実施報告書を提出するものとする。なお、共同で借り受けた場合には、事業実施報告書に個人別内訳を明記し、各人の確認印を押印すること。

- 2 乙は、この資金の対象事業の遂行が困難となった場合、又は対象事業を変更、中止若しくは廃止する場合は、甲に速やかに報告してその指示に従う。
- 3 乙は、甲の指示するところに従い経営状況その他必要な事項を遅滞なく甲に報告する。
- 4 乙は、次に掲げる場合には、遅滞なく甲に報告する。
 - (1) 乙の住所、氏名等に異動を生じ、又は乙、連帯保証人（以下「丙」という。）若しくは物上保証人（以下「丁」という。）に死亡、解散その他これに準ずる事実が発生した場合
 - (2) 丙又は丁の資産若しくは事業の状況に著しい変動を生じ、又はそのおそれのある場合
 - (3) その他甲が指示する場合

(調査)

第 4 条 乙は、知事が任命した甲の職員又は知事の委託を受けた者（以下「調査員」という。）が、乙の事業の状況、書類、帳簿その他必要な事項を調査することを承認し、これに必要な便益を提供する。

- 2 乙及び丁は、調査員が、担保物件に立ち入ること等により、これを調査することを承認する。

(弁済充当の指定権)

第 5 条 乙、丙及び丁は、この借入金債務の弁済として数個の給付をなすべき場合又は甲からの借入金債務が他にもある場合において、債務の全部を消滅させるに足りない弁済がなされたときは、その弁済金がいずれの債務に充当されるかについては、甲に指定権があることを承認する。

(違約金)

第 6 条 乙は、支払期日に償還金を支払わなかった場合又は甲の指定する支払期日に第 1 条の規定により一時償還

すべき金額を支払わなかった場合には、延滞金額につき年12.25パーセントの割合をもって支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した延滞に係る違約金を甲に支払う。

2 乙は、農業改良資金助成法第10条の規定による支払の猶予の申請をした場合において、支払期日を過ぎて猶予しない旨の決定があった場合においても、前項の規定による延滞に係る違約金を支払う。

3 乙は、第1条の(1)、(3)、(4)及び(10)に該当したこと（故意の場合に限る。）を理由として甲から一時償還の請求を受けたときは、当該請求に係る貸付金の貸付けの日から一時償還金の支払の日までの日数に応じ当該請求に係る貸付金の額につき年12.25パーセントの割合で計算した一時償還の請求に係る違約金を併せて支払うものとする。

（連帯保証人）

第7条 丙は、この契約から生ずる一切の債務につき乙と連帯して債務を負担する。

2 乙は、甲が連帯保証人の追加を必要と認めて請求した場合は、直ちにこれに応じる。

3 甲は連帯保証人の変更に関し、乙から請求があり、適当と認めるときはこれを変更する。

（担保の提供）

第8条 乙又は丁は、別に締結する担保権設定契約に従い、この契約に基づく債務に係る担保の提供が可能となった場合には、速やかにこれを提供するものとする。

（担保の保全）

第9条 乙又は丁は、甲の承認を得ずに、担保として提供した自己の資産を他人に譲渡し、賃貸し、他の債務の担保に供し、又はその現状を変更する等、甲に損害を及ぼすおそれのある一切の行為をしない。

2 乙又は丁は、担保として提供した自己の資産の価額が滅失、損傷等の事情により減少したときは、遅滞なくその旨を甲に報告し、その指示に従う。

（担保の追加）

第10条 乙は、甲が担保の追加を必要と認めて要求した場合は、直ちにこれに応じるものとする。

2 甲は、担保の変更に関し、乙から請求があり、適当と認めるときは、これに応じるものとする。

（法定代位者の変動）

第11条 乙、丙又は丁は、甲が他の連帯債務者、連帯保証人又は物上保証人につき免除、交替又は担保の差替えを行っても異議を申し立てない。

2 丙又は丁は、償還期日、据置期間又は償還期間の変更につき、甲乙間においていかに取り計らわれても異議を申し立てない。

（法定代位者が弁済した場合の求償制限）

第12条 連帯債務者、丙及び丁は、この借入金債務の一部を弁済した場合において、甲が債権の金額の弁済を受けるまでは、代位によって取得した権利を行使せず、かつ、甲から請求を受けたときは、その権利又は順位を無償で甲に譲渡する。

（担保の処分）

第13条 乙又は丁は、甲が、一般に適当と認められる方法、時期、価格等により担保を処分の上、この売得金から諸費用を差し引いた残額を、乙の甲に対する債務の弁済に充当できることを承認する。この場合において、なお、残債務がある場合は、乙は、当該残債務を直ちに弁済する。

（合意管轄）

第14条 甲、乙、丙及び丁は、この契約に関する訴訟につき甲の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

様式第 4 号 (第12条関係)

農業改良資金県貸付金貸付申請書

番 号
年 月 日

島根県知事 様

融資機関の名称
代表者

印

農業改良資金助成法第 3 条第 2 項に規定する農業改良資金の貸付けを実施するため、島根県農業改良資金貸付規則第12条の規定により、下記のとおり県貸付金の貸付けを申請します。

記

農業改良資金県貸付金借入金額 円

添付書類

- 1 各農業者等から提出のあった借入申込書の写し
- 2 農業改良資金借受者電算入力票

様式第 5 号 (第13条関係)

農業改良資金県貸付金貸付決定通知書

連帯債務者	
連帯保証人	

貸付方法 コード	財源コード	地方コード	振興センターコード

種類名	
種目名	

取扱融資機関コード	
取扱融資機関名	

年 月 日付けで申請された農業改良資金の貸付けについては右のとおり決定します。

年 月 日

島根県知事



* 償還計画を別途作成添付

様

資 金 種 類	種 目	貸付決定番号

貸 付 金 額
千円

様式第 6 号 (第14条関係)

農業改良資金借受者貸付決定通知書

年 月 日

様

融資機関の名称

代表者



年 月 日付けで申請されました農業改良資金の貸付けについては、下記のとおり決定します。

記

1 貸付決定番号

2 借 受 者 住所

氏名

連 帯 債 務 者 住所

氏名

連 帯 保 証 人 住所

氏名

物 上 保 証 人 住所

氏名

3 貸付決定金額 円

4 償 還 期 間 年 (据置期間 年)

償 還 方 法

償 還 期 日 月 日

5 その他の貸付け条件

(物的担保)

(農業信用基金協会による保証)

(そ の 他)

添付書類 貸付台帳裏面償還計画の写し

様式第 7 号 (第15条関係)

農 業 改 良 資 金 県 貸 付 金 支 払 請 求 書

番 号
年 月 日

島根県知事 様

融資機関の名称

代表者

㊞

年 月 日付け (貸付決定番号：) で貸付決定のあった農業改良資金の貸付金について、下記のとおりに支払を請求します。

記

今回支払請求額 円

交付希望年月日 年 月 日

様式第 8 号 (第15条関係)

(表)

収入印紙
はり付け欄

農 業 改 良 資 金 県 貸 付 金 借 用 証 書

番 号
年 月 日

島根県知事 様

融資機関の名称
代表者

㊟

- 1 貸付決定日及び貸付決定番号
- 2 農業改良資金県貸付金 金 円借用しました。
- 3 農業改良資金に係る法令、国の通知及び島根県農業改良資金貸付規則、裏面の特約条項を遵守し、償還期日までに必ず償還することを確約します。

添付書類 各農業者ごとの貸付決定通知書償還計画の写し

(裏)

農業改良資金県貸付金借用証書特約条項

(借入金の使用)

第 1 条 債務者（以下「乙」という。）は島根県（以下「甲」という。）から借り受けたこの資金と同額を、____
____（以下「丙」という。）に対し、利率、償還期間、据置期間、償還方法及び償還期日を甲乙間のもの
同一にして転貸する。

(一時償還)

第 2 条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当すると認め、一時償還の請求をした場合には、償還期限（分割支払
の各支払期日を含む。以下同じ。）にかかわらず、直ちに債権の全部又は一部を弁済する。

- (1) 乙が県貸付金を貸付目的以外の目的に使用したとき。
- (2) 乙が県貸付金の償還を怠ったとき。
- (3) 乙が借受金を借入れ後速やかに貸付けをしないとき。
- (4) 乙がこの資金の借入れに際し、又は借入れ後この借入金債務の全部を弁済するまでの間において、甲に対し
虚偽の申請又は報告をし、若しくは故意に必要な事実の報告を怠ったとき。
- (5) 乙につき仮差押え、差押えの申請若しくは競売の申立てがあったとき又は破産、再生手続開始の申立てがあっ
たとき。
- (6) 乙が支払を停止したとき若しくは手形交換所より取引停止処分を受けたとき又は清算に入ったとき。
- (7) 乙が租税公課を滞納して督促又は保全差押えを受けたとき。
- (8) 乙が甲に対し数個の債務を負う場合において、その一つでも期限に弁済しなかったとき。
- (9) 乙が島根県農業改良資金貸付規則及びこの契約又はこれらに基づく義務の履行を怠ったとき。
- (10) その他甲が債権保全上著しい支障があると認めたとき。

(繰上償還)

第 3 条 乙は、償還期限にかかわらず借入金の全部又は一部を甲に繰上償還することができる。

(転貸債権の一時償還及び繰上償還)

第 4 条 乙は、乙丙間の特約に基づき丙に債務の一時償還を請求しようとするときは、あらかじめ甲に通知するも
のとする。

2 乙は、乙丙間の特約に基づき丙に対し債務の一時償還を請求してその弁済を受けたとき又は丙の任意の弁済を
受けたときは、速やかに受領額をこの契約に定める償還期限にかかわらず甲に償還する。

3 甲は、乙が乙丙間の特約に基づき丙に対し債務の一時償還を請求できる場合には、丙に一時償還の請求をする
よう乙に対し指示することができる。

(経理上の措置)

第 5 条 乙は、この借入金の用途を明らかにするため、甲の指示するところに従い、経理上必要な措置を行う。

(報告)

第 6 条 乙は次の各号に掲げる場合には甲の定めるところにより、遅滞なく甲に報告する。

- (1) 丙が離農しようとする場合。
- (2) この借入金の転借により改良、造成、復旧又は取得された施設（土地を含む。）が他に譲渡若しくは転用又
は公用収用されることとなったことを知った場合。
- (3) 乙の住所、名称、資本金、代表者に異動を生じ、又は乙に解散その他これに準ずる事実が発生した場合。
- (4) 乙の資産若しくは事業の状況に著しい変動を生じ、又はそのおそれのある場合。
- (5) 上記のほか、乙丙間の特約に基づき丙より報告を受けた場合。
- (6) その他甲が指示する場合。

(調査)

第 7 条 乙は、知事が任命した甲の職員が、乙の事務所その他必要な場所に立ち入り、事業の状況、書類、帳簿そ

の他必要な事項又は担保物件の調査をすることを承認する。

(弁済充当の指定権)

第 8 条 乙は、丙より受領した弁済金の充当について甲の指示があるときは、それに従うことを承認する。

(違約金)

第 9 条 乙は、支払期日に償還金を支払わなかった場合又は甲の指定する支払期日に第 2 条の規定により一時償還すべき金額を支払わなかった場合には、延滞金額につき年12.25パーセントの割合をもって支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した延滞に係る違約金を甲に支払う。

2 乙は、丙が農業改良資金助成法第10条の規定による支払の猶予の申請をした場合において、支払期日を過ぎて猶予しない旨の決定があった場合においても、前項の規定による違約金を支払う。

3 乙は、第 2 条(1)、(3)、(4)及び(9)に該当したこと（故意の場合に限る。）を理由として甲から一時償還の請求を受けたときは、当該請求に係る貸付金の貸付けの日から一時償還金の支払の日までの日数に応じ当該請求に係る貸付金の額につき年12.25パーセントの割合で計算した一時償還の請求に係る違約金を併せて支払うものとする。

4 乙は、乙丙間の特約により丙に対し違約金を請求できる事態が生じたときは、その旨を甲に報告し、甲の指示に従う。

5 乙は、前項により丙に対し違約金を請求して弁済を受けたときは、速やかにこれを甲に引き渡す。

(転貸債権の質入)

第10条 乙は、この借入金債務の担保として、甲の指定に基づき別に締結する質権設定契約により丙に対する転貸債権をそれに付随する担保権とともに甲に質入れし、甲と協力して速やかに第三者対抗要件を整備する。

(合意管轄)

第11条 甲及び乙は、この契約に関する訴訟につき甲の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

様式第 9 号 (第16条関係)

(表)

収入印紙

はり付け欄

農業改良資金借受者借用証書

借受条件等

貸付決定日	
貸付決定番号	

借 用 金 額	
資 金 の 種 類	
資 金 の 使 途	
利 率	無利子
償 還 期 限	
支 払 場 所	
備 考	

元金は、 年 月 日まで据え置き、 年 月 日を初回とし金 円、以後毎年 月 日、 月 日、・・・に毎回金 円を償還する。

上記のとおり正に借用し、金員を受領しました。については、島根県農業改良資金貸付規則、上記の条件及び裏面の特約条項を遵守し、相違なく返済します。

年 月 日

融資機関

代表者 様

債 務 者 住所
氏名 ①

連帯債務者 住所
氏名 ①

連帯保証人 住所
氏名 ①

物上保証人 住所
氏名 ①

添付書類 農業改良資金借受者貸付決定通知書償還計画の写し

(裏)

農業改良資金借受者借用証書特約条項

(一時償還)

第 1 条 農業改良資金の貸付けを受けたもの(以下「乙」という。)は、_____ (以下「甲」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認め、一時償還の請求をした場合には、償還期限(分割支払の場合の各期日を含む。以下同じ。)にかかわらず、直ちに債務の全部又は一部を弁済する。

- (1) 乙がこの借受金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
- (2) 乙が償還金の支払を怠ったとき。
- (3) 乙が借受金を長期にわたり使用しないとき。
- (4) 乙がこの資金の借入れに際し、又はその借入れ後この借入金債務の全部を弁済するまでの間において、甲に対して虚偽の申出又は報告をし、若しくは故意に必要な事実の報告を怠ったとき。
- (5) 乙につき仮差押え、差押えの申請若しくは競売の申立てがあったとき又は破産、民事再生手続開始、会社整理開始若しくは会社更生手続開始の申立てがあったとき。
- (6) 乙が支払を停止したとき若しくは手形交換所より取引停止処分を受けたとき又は清算に入ったとき。
- (7) 乙が租税公課を滞納して督促又は保全差押えを受けたとき。
- (8) 乙が甲に数個の債務を負う場合において、その一つでも期限内に弁済しなかったとき。
- (9) この借入金により改良、造成、復旧又は取得された施設(土地を含む。)が他に譲渡若しくは転用されたとき又は公用収用されたとき。
- (10) 乙が島根県農業改良資金貸付規則及びこの契約又はこれらに基づく義務の履行を怠ったとき。
- (11) その他甲が債権保全上著しい支障があると認めたとき。

(繰上償還)

第 2 条 乙は、償還期限にかかわらず借入金の全部又は一部を繰上償還することができる。

(報告)

第 3 条 乙は、事業完了後30日以内に甲に対し事業実施報告書を提出するものとする。なお、共同で借り受けた場合には、事業実施報告書に個人別内訳を明記し、各人の確認印を押印すること。

- 2 乙は、この資金の対象事業の遂行が困難となった場合、又は対象事業を変更、中止若しくは廃止する場合は、甲に速やかに報告してその指示に従う。
- 3 乙は、甲の指示するところに従い経営状況その他必要な事項を遅滞なく甲に報告する。
- 4 乙は、次に掲げる場合には、遅滞なく甲に報告する。
 - (1) 乙の住所、氏名等に異動を生じ、又は乙、連帯保証人(以下「丙」という。)若しくは物上保証人(以下「丁」という。)に死亡、解散その他これに準ずる事実が発生した場合
 - (2) 丙又は丁の資産若しくは事業の状況に著しい変動を生じ、又はそのおそれのある場合
 - (3) その他甲が指示する場合

(調査)

第 4 条 乙は、甲の職員が、乙の事業の状況、書類、帳簿その他必要な事項を調査することを承認し、これに必要な便益を提供する。

- 2 乙及び丁は、甲の職員が、担保物件に立ち入ること等により、これを調査することを承認する。

(弁済充当の指定権)

第 5 条 乙、丙及び丁は、この借入金債務の弁済として数個の給付をなすべき場合又は甲からの借入金債務が他にもある場合において、債務の全部を消滅させるに足りない弁済がなされたときは、その弁済金がいずれの債務に充当されるかについては、甲に指定権があることを承認する。

(違約金)

第 6 条 乙は、支払期日に償還金を支払わなかった場合又は甲の指定する支払期日に第 1 条の規定により一時償還

すべき金額を支払わなかった場合には、延滞金額につき年12.25パーセントの割合をもって支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した延滞に係る違約金を甲に支払う。

2 乙は、農業改良資金助成法第10条の規定による支払の猶予の申請をした場合において、支払期日を過ぎて猶予しない旨の決定があった場合においても、前項の規定による延滞に係る違約金を支払う。

3 乙は、第1条の(1)、(3)、(4)及び(10)に該当したこと（故意の場合に限る。）を理由として甲から一時償還の請求を受けたときは、当該請求に係る貸付金の貸付けの日から一時償還金の支払の日までの日数に応じ当該請求に係る貸付金の額につき年12.25パーセントの割合で計算した一時償還の請求に係る違約金を併せて支払うものとする。

（連帯保証人）

第7条 丙は、この契約から生ずる一切の債務につき乙と連帯して債務を負担する。

2 乙は、甲が連帯保証人の追加を必要と認めて請求した場合は、直ちにこれに応じる。

3 甲は連帯保証人の変更に関し、乙から請求があり、適当と認めるときはこれを変更する。

（担保の提供）

第8条 乙又は丁は、別に締結する担保権設定契約に従い、この契約に基づく債務に係る担保の提供が可能となった場合には、速やかにこれを提供するものとする。

（担保の保全）

第9条 乙又は丁は、甲の承認を得ずに、担保として提供した自己の資産を他人に譲渡し、賃貸し、他の債務の担保に供し、又はその現状を変更する等、甲に損害を及ぼすおそれのある一切の行為をしない。

2 乙又は丁は、担保として提供した自己の資産の価額が滅失、損傷等の事情により減少したときは、遅滞なくその旨を甲に報告し、その指示に従う。

（担保の追加）

第10条 乙は、甲が担保の追加を必要と認めて要求した場合は、直ちにこれに応じるものとする。

2 甲は、担保の変更に関し、乙から請求があり、適当と認めるときは、これに応じるものとする。

（法定代位者の変動）

第11条 乙、丙又は丁は、甲が他の連帯債務者、連帯保証人又は物上保証人につき免除、交替又は担保の差替えを行っても異議を申し立てない。

2 丙又は丁は、償還期日、据置期間又は償還期間の変更につき、甲乙間においていかに取り計らわれても異議を申し立てない。

（法定代位者が弁済した場合の求償制限）

第12条 連帯債務者、丙及び丁は、この借入金債務の一部を弁済した場合において、甲が債権の金額の弁済を受けるまでは、代位によって取得した権利を行使せず、かつ、甲から請求を受けたときは、その権利又は順位を無償で甲に譲渡する。

（担保の処分）

第13条 乙又は丁は、甲が、一般に適当と認められる方法、時期、価格等により担保を処分の上、この売得金から諸費用を差し引いた残額を、乙の甲に対する債務の弁済に充当できることを承認する。この場合において、なお、残債務がある場合は、乙は、当該残債務を直ちに弁済する。

（合意管轄）

第14条 甲、乙、丙及び丁は、この契約に関する訴訟につき甲の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

様式第10号 (第17条関係)

農業改良資金支払猶予申請書

年 月 日

様

債務者	住所	
	氏名	㊟
連帯債務者	住所	
	氏名	㊟
連帯保証人	住所	
	氏名	㊟

年 月 日付け(貸付決定番号:)で貸付決定を受けた農業改良資金について、
下記のとおり支払の猶予を申請します。

記

年 月 日償還予定の償還金額 円

1 変更理由

2 支払猶予後の借受残高の償還方法

添付書類 被災等を証明する書類

様式第11号 (第17条関係)

農業改良資金県貸付金支払猶予申請書

番 号
年 月 日

島根県知事 様

融資機関の名称
代表者

印

年 月 日付で貸付決定のあった農業改良資金県貸付金について、下記のとおり支払を猶予願いたく申請します。

記

年 月 日償還予定の償還額 円

1 借り受けている資金

貸付決定日	貸付決定番号	借 受 金 額	既 償 還 額	借 受 残 高
年 月 日		円	円	円

(変更理由)

2 支払猶予後の借受残高の償還方法

添付書類 各農業者等から提出のあった農業改良資金支払猶予申請書の写し

様式第12号 (第18条関係)

農業改良資金支払猶予決定通知書

年 月 日

様

㊟

年 月 日付けで申請のあった支払猶予の申請については、次のとおり承認します。

貸付決定日

貸付決定番号

年 月 日償還予定の償還金額 円

連絡事項

添付書類

- 1 直近の貸付台帳裏面償還計画の写し
- 2 新たに作成した貸付台帳裏面償還計画の写し

様式第13号 (第18条関係)

農業改良資金県貸付金支払猶予決定通知書

番 号
年 月 日

様

島根県知事



年 月 日付けで貸し付けた農業改良資金県貸付金については、年 月 日付け申請のとおり支払を猶予することを決定したので通知します。

年 月 日償還予定の償還額 円

借り受けている資金

貸付決定日	貸付決定番号	貸付金額	既償還額	貸付残高
年 月 日		円	円	円

(連絡事項)

添付書類 新たに作成した各農業者等ごとの貸付台帳の写し

様式第14号 (第20条関係)

農業改良資金繰上償還申請書

年 月 日

様

債務者 住所
 氏名 ⑩

連帯債務者 住所
 氏名 ⑩

連帯保証人 住所
 氏名 ⑩

年 月 日付けで貸付決定のあった農業改良資金について、下記のとおり繰上償還をしたいので申請
 します。

記

1 繰上償還額 円
 借り受けている資金

貸付決定日	貸付決定番号	借受金額	既償還額	繰上償還額	借受残高
年 月 日		円	円	円	円

2 繰上償還方法

(1) 借受残額一括償還

(2) 借受残額一部繰上償還
 (内訳)

3 繰上償還する理由

様式第15号 (第20条関係)

農業改良資金県貸付金繰上償還通知書

番 号
年 月 日

島根県知事 様

融資機関の名称
代表者

㊟

年 月 日付で貸付決定のあった農業改良資金について、下記のとおり繰上償還しますので、島根県農業改良資金貸付規則第20条第3項の規定により提出します。

記

1 繰上償還額 円
借り受けている資金

貸付決定日	貸付決定番号	借 受 金 額	既 償 還 額	繰上償還額	借 受 残 高
年 月 日		円	円	円	円

2 繰上償還方法

- (1) 借受残額一括償還
- (2) 借受残額一部繰上償還
(内訳)

3 繰上償還する理由

4 借受残高の償還方法

添付書類 各農業者等から提出のあった農業改良資金繰上償還申請書の写し

様式第16号 (第20条関係)

農業改良資金繰上償還承認通知書

年 月 日

様

印

年 月 日付けで申請のあった農業改良資金の繰上償還については、下記のとおり承認します。なお、繰上償還金は、別添納入通知書により 年 月 日までに納入してください。

記

1 繰上償還額 円

借り受けている資金

貸付決定日	貸付決定番号	貸付金額	既償還額	繰上償還額	貸付残高
年 月 日		円	円	円	円

2 繰上償還方法

- (1) 借受残額一括償還
- (2) 借受残額一部繰上償還
(内訳)

3 連絡事項

添付書類

- 1 直近の貸付台帳裏面償還計画の写し
- 2 新たに作成した貸付台帳裏面償還計画の写し

毎週火・金曜日発行

平成十四年八月三十日印刷
平成十四年八月三十日発行

発行者
島
根
県

印刷所
松江市学園南町
松島陽根印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)